

令和5年10月1日以降の
埼玉県の入札参加資格申請において
申請者の同意(※)がある場合は、原則として、
県税の納税証明書の提出は不要となります。

※ 同意の方法について

競争入札参加資格申請受付システム上で、誓約・同意事項を確認の上、
チェックボックスにチェックを入れてください。

(物品等競争入札参加資格申請受付システムの画面)

誓約・同意事項

- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- ・申請先団体の暴力団排除条例等に基づく暴力団等の反社会勢力と関係がないこと
- ・納税状況等について、税担当課に照会することに同意すること

上記について確認しました。

一時保存 送信 戻る

行政書士による代理申請の場合は、行政書士が委任を受けていることが
わかる委任状(様式自由)を提出してください。

(注意事項)

- ・ 納付後間もないなど、納税状況(法人の場合は法人県民税・法人事業税、
個人の場合は個人事業税)がシステムで確認できないときは、申請者に
納税証明書の提出を求めることがあります。
- ・ 県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への確定申告期限
を迎えていない場合は、県税事務所に提出した「法人の設立等報告書」(法人)、
「事業開業報告書」(個人)の写しを提出してください。
- ・ 国税の納税証明書、市町村税の納税証明書は従来どおり提出してください。

問合せ先

埼玉県総務部入札審査課 審査担当(物品)
電話 048-830-5775